

北海道告示第11413号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年11月16日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管 その14)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 周産期母子医療センター運営事業 地域における周産期医療の確保を図ることを目的とする事業に要する経費に対して、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>知事が指定又は認定した総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの開設者</p>			<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村の場合を除く。) 保福第205号様式 保福第206号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第206号様式 保福第207号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室長又は地域保健室長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)</p>
<p>(1) 周産期母子医療センター運営事業 周産期母子医療センターがNICU等の病床を運営する事業</p>		<p>総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、</p>	<p>3分の1以内  (寄附金その他収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た</p>					

		諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費	り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(2) 周産期医療関係者研修事業 周産期母子医療センターが実施する研修事業		周産期医療関係者研修事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費	2分の1以内  (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
2 NICU等長期入院児支援事業 地域療育支援施設の運営経費やNICU等長期入院児等の受け入れ等に要する経費に対して予算の範囲内で交付する。	市町村 日本赤十字社 社会福祉法人 恩賜財団済生会 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人 北海道社会事					提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		書類は、 総合振興局 又は振興 局の保健 環境部保 健行政室 長又は地 域保健室 長を経由 するこ

	業協会 その他知事が 適当と認める 者							(札幌市、 小樽市、函 館市及び 旭川市の 場合を除 く。)
(1) 地域療育支援施設運営事業 NICU等長期入院児の在宅医療等への移行の訓練や自宅等で急性増悪したときに常時受け入れる体制を整備する事業		地域療育支援施設運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費(修繕料)、委託費、燃料費、減価償却費	2分の1以内  (寄附金その他収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第356号様式 保福第357号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第356号様式 保福第357号様式 別に指示する様式			
(2) 日中一時支援事業 NICU等長期入院児等を一時的に受け入れる事業		1 日中一時支援事業の病床確保に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食	3分の1以内  (寄附金その他収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第358号様式 保福第359号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第358号様式 保福第359号様式 別に指示する様式			

		<p>材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費</p> <p>2 日中一時支援事業の看護師等確保に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、社会保険料(患者を受け入れた場合に限る。)</p>	を行う。)					
<p>3 災害拠点病院整備事業</p> <p>災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うとともに、広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、応急用資機材の貸出し機能等を有する災害拠点病院を整備することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)</p>					<p>提出部数 2部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>	<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室長又は地域保健室長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)</p>	
(1) 施設整備費								

<p>ア 耐震補強</p>		<p>災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>0.50以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p>			
<p>イ 備蓄倉庫、非常用自家発電設備、受水槽、研修部門、ヘリポート、給水設備</p>		<p>次に掲げる施設整備に要する経費 1 備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費 2 自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費 3 受水槽設備に必要な工事費又は工事請負費 4 研修部門整備に必要な工事費又は工事請負費 5 ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費</p>	<p>0.33以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p>			

		<p>6 給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>7 非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費</p>						
(2) 設備整備費								
緊急車輛		次に掲げる設備整備に要する経費 緊急車両（緊急車輛に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の購入費	3分の1以内  （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式			
4 ひとり親家庭等生活支援事業 母子家庭、父子家庭及び寡婦において、一時的に生活援助、保育サービスが	市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31		4分の3以内  （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（社会福祉	総合振興局長又は振興局長	

<p>必要な場合や生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣したり、生活面で多くの問題を抱えているひとり親家庭等に対し、生活基盤の安定を図るため相談・支援事業を行うことにより、地域における生活を総合的に支援し、その生活の安定を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>年政令第254号)により指定された指定都市及び地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令(平成7年政令第408号)により指定された中核市を除く。)</p>		<p>の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>			<p>課)</p>		
<p>(1) 家庭生活支援員派遣事業</p>		<p>家庭生活支援員派遣事業の実施に必要な報酬、共済費、給料(ただし、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。)、職員手当等(ただし、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。)、報償費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、</p>		<p>保福第191号様式</p>	<p>保福第191号様式</p>			

		燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金					
(2) 生活向上事業 (子どもの生活学習支援事業)		生活向上事業の実施に必要な報酬、給料(ただし、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。)、職員手当等(ただし、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。)、報償費、共済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金 ※ 食材費については対象外		保福第204号様式	保福第204号様式		



<p>5 在宅歯科医療連携室整備事業 在宅歯科医療の推進とその円滑な運営に向けた基盤整備を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>一般社団法人北海道歯科医師会</p>	<p>在宅歯科医療の推進に資する在宅歯科医療連携室の運営（研修事業含む。）に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の算定の額の算出に当たり、当該寄附金その他の収入の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に定める様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部健康安全局地域保健課</p>		
<p>6 健康増進事業費補助金 道民の健康増進に資することを目的に、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき市町村が実施する各種健康増進事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市を除く。）</p>	<p>1 健康教育事業の実施に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されたものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されたものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、</p>	<p>3分の2以内 （肝炎ウイルス検診の無料検診に係る自己負担相当額分については、10分の10以内） （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第260号様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第260号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（保健行政室又は地域保健室） （小樽市、函館市及び旭川市については、保健福祉部健康安全局地域保健課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（補助対象者が旭川市、函館市及び小樽市である場合を除く。）</p>	

使用料及び賃借料、備品購入費  
2 健康相談事業の実施に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されたものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されたものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費  
3 健康診査事業の実施に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されたものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されたものに限る）、共済費、報償費、旅

費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

- 4 訪問指導事業の実施に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されたものに限る）、職員手ただし当等（会計年度任用職員へ支給されたものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
- 5 総合的な保健推進事業の実施に必要な報酬、

		給料（ただし会計年度任用職員へ支給されたものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されたものに限る）、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、委託料						
7 がん診療施設・設備整備事業 地域住民のがん診療施設の確保、地域の医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進及び医療資源の効率的活用を図るため、予算の範囲内で補助する。	日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及びその他知事が適当と認める者					提出部数 正副1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課		
(1) 施設整備事業		がん診療施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 1 診療棟 診察室、検査室、エックス線	0.33以内  （寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の2号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第1の2号様式 保福第32号様式 別に指示する様式			

		室、手術室、がん治療室等 2 がん専用病棟 病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等	金その他の控除等を行う。)					
(2) 設備整備事業		がん診療施設として必要ながんの医療器械及び臨床検査機器等の備品購入費	3分の1以内 (寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の控除等を行う。)	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の2号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第1の2号様式 保福第33号様式 別に指示する様式			
8 外国人患者受入体制整備事業費補助金 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関において、新型コロナウイルス感染症の疑いのある外国人が医療機関を適切に受診できる環境を確保することを目的とし、予算の範囲内で交付する。	補助事業者は、道が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関の開設者のうち、厚生労働大臣が適当と	新型コロナウイルス感染症疑いのある患者がそれ以外の疾患の患者と接触しないように設けられた動線に確実に誘導するとともに、院内感染防止上必要な情報を提供するため、多言語の看板や電光掲示板等を医療機関内の次に掲げ	10分の10以内 (寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合を除く。) 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局 医務薬務課		

	認めたもの。	備するための備品購入費とする。 (1) 医療機関の入口等、患者が医療機関を訪れる際にはじめて立ち寄る場所 (2) 新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が待機する場所						
9 入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業費補助金 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関及び軽症者等が宿泊療養を行うために確保した施設（以下「宿泊療養施設」という。）における新型コロナウイルス感染症患者等である外国人について、院内等での感染拡大を防ぎながら、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備し、国籍に関わらず適切な入院治	補助事業者は、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。）並びに新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、道が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む。）」である医療機関の開設者とする。	外国人患者の受入れにあたり必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）であって、次の経費とする。 （経費） 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課		

療・療養が提供される環境を確保することを目的とし、予算の範囲内で交付する。		費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金						
<p>10 医療機関再開等支援事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関に対して、継続・再開の支援を行うことにより、地域において必要な診療機能を維持することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、医療機関の全部の休業、入院業務の休止、外来業務の休止、入院病棟の一部休棟、新規入院の休止又は外来の一部閉鎖を行った医療機関</p>	<p>事業を実施するために必要な次に掲げる経費。ただし、歯科診療所が補助対象となる場合は、消毒経費のみを対象経費とする。</p> <p>(1) HEPAフィルター付空気清浄機購入費 備品購入費</p> <p>(2) 消毒経費 需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		
<p>11 アスベスト除去等整備事業費補助金</p> <p>アスベスト等が損傷、劣化等により、ばく露の恐れのある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等（以下「除去等」という。）の措置を推進することを目的</p>	<p>この事業の事業者は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有</p>	<p>アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>0.3135</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第467号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第467号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		

<p>として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>床診療所の開設者のうちアスベスト等のおおそれがある場所を有する病院の開設者とする。  (但し、普通地方公共団体、特別地方公共団体、一般地方独立行政法人、特定地方独立行政法人を除く。)</p>		<p>を行う。)</p>					
<p>12 病院内保育施設整備事業  保健師、助産師、看護師及び准看護師をはじめとする医療関係従事者の子育て支援、離職防止及び再就業の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人、</p>	<p>病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。  (1) 土地の取得又は整地に要する費用  (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用  (3) 設計その他工</p>	<p>3分の1  (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の16号様式  保福第1の18号様式  保福第1の20号様式  保福第450号様式  その他別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式  保福第1の31号様式  保福第450号様式  その他別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部  提出期限 別に指示する日  提出先 保健福祉部  地域医療推進局医務薬務課</p>		



	一般社団法人 又は一般財団 法人等	事に伴う事務に 要する費用 (4) 既存建物の買 収に要する費用 (5) その他の整備 費として適当と 認められない費 用						
13 看護師勤務環境改 善施設整備費補助金 医療の高度化に対 応可能なナースステ ーションの拡充、処 理室及びカンファレ ンスルーム等の拡張 や新設等看護職員が 働きやすい合理的な 病棟づくりなど勤務 環境改善整備をする ことにより、看護職 員の離職防止を図る ことを目的として、 予算の範囲内で交付 する。	医療法（昭 和23年法律第2 05号）第7条 の規定に基づ き許可を受け た病院及び診 療所、又は同 法第8条の規 定に基づき届 出した診療所 の開設者で、 次に掲げる者 （地方自治法 （昭和22年法 律第67号）第 1条の3に規 定する地方公 共団体及び地 方独立行政法 人法（平成15 年法律第118 号）第2条第 1項に規定す る地方独立行 政法人を除く。 ）。	看護職員が働き やすく離職防止に つながるナース テーション、処 置室、カンファレ ンスルーム等の新築、 増改築、改修に要 する工事費又は工 事請負費。ただし、 次に掲げる費用を 除く。 (1) 土地の取得又 は整地に要する 費用 (2) 門、柵、塀及 び造園工事並び に通路敷設に要 する費用 (3) 設計その他工 事に伴う事務に 要する費用 (4) 既存建物の買 収に要する費用 (5) その他の整備 費として適当と 認められない費 用	3分の1  （寄附金その 他の収入金があ るときは、補 助金等の額の 算定に当たり、 当該寄附金その 他の収入金の控 除等を行う。）	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第450号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第450号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 保健福祉部 地域医療推 進局医務薬 務課		

	<p>(1) 社会福祉法人</p> <p>(2) 健康保険組合及びその連合会</p> <p>(3) 国民健康保険組合及びその連合会</p> <p>(4) 学校法人及び準学校法人</p> <p>(5) 社団法人及び財団法人</p> <p>(6) 医療法人</p> <p>(7) その他知事が適当と認める者</p>	用						
<p>14 看護師宿舎施設整備費補助金</p> <p>看護師宿舎の新築及び増改築等による個室化整備を行うことにより、看護職員の離職防止及び就業定着を図ることを目的として、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出した診療所の開設者で、次に掲げる者（地方自治法（昭和22年法律第67号）</p>	<p>看護職員が働きやすく離職防止につながる看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。</p> <p>(1) 土地の取得又は整地に要する費用</p> <p>(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要</p>	<p>3分の1以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の16号様式</p> <p>保福第1の18号様式</p> <p>保福第1の20号様式</p> <p>保福第450号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式</p> <p>保福第1の31号様式</p> <p>保福第450号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 地域医療推進局 医務薬務課</p>		

	<p>第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。）。</p> <p>(1) 社会福祉法人</p> <p>(2) 健康保険組合及びその連合会</p> <p>(3) 国民健康保険組合及びその連合会</p> <p>(4) 学校法人及び準学校法人</p> <p>(5) 社団法人及び財団法人</p> <p>(6) 医療法人</p> <p>(7) その他知事が適当と認める者</p>	<p>する費用</p> <p>(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用</p> <p>(4) 既存建物の買収に要する費用</p> <p>(5) その他の整備費として適当と認められない費用</p>						
15 新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業	保健師助産師看護師法施行例題11条に基づき指定さ	フォローアップ事業に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤	10分の10以内 寄附金その他の収入金があ	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部		

<p>新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症の対応に関連した看護基礎教育における臨地実習の経験の不足を補うことにより、新人看護職員のリアリティショックの軽減、職場適応を促進し、早期離職防止、臨床で指導をする看護職員の負担軽減を図ることを目的とする。</p>	<p>れた学校若しくは看護師等養成所及び同令第18条に基づき指定された准看護師養成所</p>	<p>職員謝金(社会保険料)、通信運搬費(雑役務費、委託費(上記経費に該当するもの。))</p>	<p>るときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>保福第1の32号様式別に指示する様式</p>		<p>地域医療推進局医務薬務課</p>		
<p>16 看護職員養成施設運営支援事業 看護師等養成所の教育内容の強化及び充実を図るため、その運営費について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>日本赤十字社、社会福祉法人、北海道厚生農業協同組合連合会、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社</p>	<p>保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づき指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校は除く。)の運営に必要な次に掲げる経費 1 教員経費 (1) 専任教員給与費</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		

団法人及び一般財団法人、国立病院機構（医療法人、一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限る。）

- (2) 専任教員人当庁費  
需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費
  - (3) 添削指導員給与費
  - (4) 部外講師謝金
  - (5) 委託料（上記教員経費のうち(1)から(4)までに該当するものとする。）
- 2 事務職員経費
- (1) 専任事務職員給与費
  - (2) 委託料（上記専任事務職員給与費とする。）
- 3 生徒経費
- (1) 事業用教材費
  - (2) 臨床実習経費（消耗機材に要する経費）
  - (3) 委託料（上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するも

- のとする。)
- 4 実習施設謝金
- (1) 報償費(実習施設謝金)
- (2) 委託料(上記報償費とする。)
- 5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費
- (1) 実習体制支援経費(賃金、需用費(燃料費、消耗品費、修繕費)、役務費(保険料、手数料)、備品購入費(単価30万円未満の備品に限る。)、使用料及び賃借料)
- (2) 看護職員養成確保促進経費(旅費、需用費(印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料)
- (3) 委託料(上

		<p>記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)</p> <p>6 新任看護教員研修事業実施経費 参加経費負担金(参加負担分)、代替教員雇上経費</p> <p>7 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 参加経費負担金(参加負担分)、代替教員雇上経費</p> <p>8 実習指導者講習会参加経費負担金(参加負担分)、旅費(負担分)</p>						
<p>17 新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業 病院等において、新人看護職員、新人保健師及び新人助産師が基本的な臨床実</p>	<p>病院等(看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第2条第2項に規定す</p>	<p>1 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製</p>	<p>2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合は除</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第342号様式 保福第343号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		

<p>践能力を修得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>る病院等をいう。)の開設者</p>	<p>本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品、購入費、賃金(外部の研修に参加した新人看護職員の代替職員経費に限る。)並びに教育担当者経費(謝金、人件費、手当)</p> <p>2 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>く。) 保福第342号様式 保福第343号様式別に指示する様式</p>				
<p>18 看護職員専門分野研修事業 特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた水準の高い看護を</p>	<p>学校法人北海道医療大学</p>	<p>看護職員専門分野研修の実施に必要な次に掲げる経費 1 賃金、報償費、旅費、需要費(消</p>	<p>定額 1人あたり 95千円  寄附金その他の収入金があ</p>	<p>保福第1の4号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の4号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬</p>		



<p>実践できる専門性の高い看護師の育成を促進するための研修事業に対して、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費 2 委託料(上記1に該当するものに限る。)</p>	<p>るときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>			<p>務課</p>		
<p>19 訪問薬剤管理指導実施体制整備促進事業費補助金 北海道の在宅医療における適切な薬物療法を推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道薬剤師会</p>	<p>一般社団法人北海道薬剤師会が行う訪問薬剤管理指導実施体制整備促進事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 需用費(印刷製本費、資料購入費)、会場使用料、役務費(通信運搬費等)、報償費、旅費</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 交付申請書別に指示する日 提出先 保健福祉部地域医療推進局医務薬務課</p>		
<p>20 地域薬剤師確保推進事業費 本道における地域包括ケア体制の構築を促進し、もって道民の保健医療福祉の向上に資するため、未就業女性薬剤師等の復職支援事業並びに薬剤師バンクを活用した就業あっせん</p>	<p>一般社団法人北海道薬剤師会</p>					<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域医療推進局医務薬務課</p>		

及び薬剤師派遣事業 に対し、予算の範囲 内で補助する。								
(1) 未就業女性薬剤 師等復職支援事業								
ア 未就業薬剤師 復職支援プログ ラムの検討		未就業薬剤師の 復職支援プログラ ムの検討に必要な 報償費、需用費（印 刷製本費、消耗品 費、会議費等）、 役務費（通信運搬 費等）、使用料及 び賃借料（会場借 上費等）、旅費	10分の10以内  （寄附金その 他の収入金 があるときは、 補助金等の額 の算定に当 たり、当該寄 附金その他の 収入金の控 除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式			
イ 復職支援プロ グラム実施医療 機関及び薬局に 対する実習経費 の助成		復職支援プログ ラム実施医療機 関及び薬局に対 する助成金	10分の10以内  （寄附金その 他の収入金 があるときは、 補助金等の額 の算定に当 たり、当該寄 附金その他の 収入金の控 除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式			
ウ 復職支援セミ ナーの開催		未就業薬剤師が 復職するに当た って必要な知識・技 術等を習得するた	10分の10以内  （寄附金その 他の収入金	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式			

		めの研修会の開催に必要な報償費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費等）、役務費（通信運搬費等）、使用料及び賃借料（会場借上費等）、旅費	あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の32号様式別に指示する様式				
エ 未就業薬剤師に対する就業促進及び復職支援事業の普及啓発		未就業薬剤師に対する就業促進及び復職支援事業の普及啓発に必要な需用費（印刷製本費、消耗品費等）役務費（通信運搬費等）、使用料（広告費）、委託料（上記経費に該当するもの。）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式			
(2) 薬剤師登録派遣事業								
ア 薬剤師の求人・求職情報システム（北海道薬剤師バンク）の運営		薬剤師の求人・求職情報システムの運営に必要な需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費等）、役務費（通信運搬費等）、使用料（システム借上費等）、備品購入費、委託料（上	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式			

		記経費に該当するもの。)	を行う。)					
イ 薬剤師バンク登録の促進（求人・求職情報登録の働きかけ）		薬剤師バンク登録の促進に必要な需用費（印刷製本費、消耗品費等）、役務費（通信運搬費等）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式			
ウ 薬剤師登録派遣コーディネーターの設置		薬剤師登録派遣コーディネーターの設置に必要な人件費、旅費	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式			
エ 特に薬剤師の確保が困難な地域の医療機関及び薬局に対する薬剤師派遣		薬剤師派遣元医療機関及び薬局に対する助成金	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式			

			金その他の収 入金の控除等 を行う。)					
--	--	--	---------------------------	--	--	--	--	--